

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十二第

行發日一月一年六十正大

租税の目的と實體 教授 法學博士 神戶 正雄

再マルクスの社會的意識形態について 教授 法學博士 河上 肇

土地の非資本的性質に就て 教授 法學博士 河田 嗣郎

徳川時代の農民逃散 教授 經濟學士 黑 正 巖

經濟學の根柢をなすと公益的精神に就て 助教授 法學士 石川 興二

露西亞の産業組合運動 助教授 經濟學士 八木芳之助

フイジヨ勞賃論と「純收入」 講師 經濟學士 森 耕二郎

日支通商航海條約改正について 教授 法學博士 末廣 重雄

國庫預金と制度と兌換券發行高との關係 助教授 法學士 沙見 三郎

武士階級の窮乏 教授 經濟學博士 本庄榮治郎

家族統計概論 教授 法學博士 財部 靜治

海運勞務の提供に要する原費 教授 經濟學博士 小島昌太郎

琉球と慶長役 教授 法學博士 山本美越乃

武士階級の窮乏

本庄 榮治 郎

一 武士階級研究の必要

徳川時代の封建制度は、上下相貫の主従関係と封土関係とを以て組織する所であるが、之れを經濟上より見れば、土地を以て殆んど唯一の生産機關とし、農民を以て殆んど唯一の生産階級とし、その上に武士と稱する特權階級が支へられて居た組織である。然るに徳川時代の中期に後に於ては、従來唯一の生産機關として考へられた土地の外に、新に商工業が起り、貨幣が普及し、都市が發達して、町人階級が勃興するに至つた。これ即ち従來の土地經濟に對する貨幣經濟の發生、商業資本の出現を意味するものであるが、當時窮乏に陥り居たりし武士階級は、遂にこの新興の生産力の前に屈服して、町人の資給によつて漸くその生活を維持し得たるに過ぎなかつた。かくの如く武士階級が自己の支配し得る土地の生産力のみにてはその生活を保つ能はずして、自己の支配し得ざる經濟力に倚つて生きんとするに至つたことは、即ち封建制度のよつて立つべき

根據を失ふに至つたものといはなければならぬ。武士階級に代つて町人階級が社會の實力を占むるに至りしは當然の事柄であり、當時の封建制度の覆るべかりしこともこれを知るに難からざる所である。

かくの如き世相の變化を研究する場合に、新興の勢力が如何にして勃興するに至りしやを考察するは、もとより重要なことであるが、舊來の勢力が如何にして衰亡するに至りしやを研究することも亦必要である。被支配階級の研究には興味ある潑刺たる多くの事實が存するため、それに注意を惹かるゝこと甚だ多きに反して、支配階級の研究には傳統的にして且つ沈滞せる事實多く、活動的事實に乏しきため、あまり注意を惹かざる如くであるが、然し新勢力の勃興や被支配階級の反抗のみでは、社會組織は必ずしも未だ大なる變革を生すべきものではなく、それに加ふるに舊勢力の減退、支配階級の無力てふ現象を見るに至つて始めて大なる變化を生ずるのである。故に支配階級に關する研究も極めて必要なことゝいはなければならぬ。この意味に於て武士階級の研究は重要な事柄であるが、私の茲に述べんとする所は武士階級についてその全般に亘つて考察せんとするものではなく、たゞ僅かにその經濟的窮乏の一端を明かにせんとするに過ぎぬ。また徳川時代の中期以後幕府及び諸侯が財政窮乏に陥りしことは一般に認めらるゝ處であるが、それ等の問題は暫く措き、茲には一般武士階級の窮乏について概括的に之を論じたいと思

よ。

二 窮乏の原因

昔は武士と農民との間に區別なく、無事の日には田畑を耕し山野に獵して生活し、一朝事あれば劍を提げて戰場に馳驅せしものであつた。「經濟録」に曰く

『中古以來は武士たる者は皆農夫也。今の世の郷士といふ者の如し。常に郷里に住て農を業とし、富る者は弓馬武藝に心がけ、山野に遊ては禽獸を逐ひ、川澤に入ては魚鼈を捕り、或は馬を馳せ或は水を泳ぎ、險阻を涉り、勞苦に慣て筋骨も固く行渉も壯健也。貧き者は平日身を耕作を苦め、寒暑を冒て勤勞する故に如何なる艱難をも能く忍ぶ。是世の風也』と。

然るに兵と農とが分離するに至りたる所以は戰術の變化と武士の都市集住とに在る。蓋、従前の如き刀や弓矢を以てする一騎討の戰爭に代ふるに、足利時代以後槍、鐵砲を持つた歩卒足輕が兵力の中心となり、集團的の戰爭を行ひ、また城塞も天嶮を利用したるものよりも人工的防禦を主としたるものとなるに至つたから、従來の農兵の如きものよりも彼等を一所に集めて調練し、また絶えざる戰爭に備ふるためにも、或は居城の守備を全くするためにも、武士は地方の田園を捨て、城下に居住することゝなつたのである。かく城下住居をなすに至れば彼等は既に舊の如き地主農夫たる事實を失ひ、大抵の武士は君主の倉廩より祿を受け、それによつて衣食するものとな

つた。昔の家子郎黨は何れも土地を耕作する生産階級であつた。然るに兵農の區別を生じたる以上は、彼等と雖も昔の如き農耕を業とする生産的のものではなく、主人の俸祿を食む不生産的のものとなるに至つたのであるが、後には武士は家子郎黨を捨て、所謂渡り奉公人なるものを用ふるもの多きに至つたから、其不生産的なることは一層明かとなるに至つた。

かくの如く兵農分離し、武士が不生産的階級若くは消費階級となるに至りしことは、果して如何なる意義を有するか。

當時我國の經濟組織は地方的から全國的へと進み、自然經濟から貨幣經濟へと進んだ。米穀は當時の財政經濟の基礎をなすものであつたが、貨幣の使用普及も亦前時代に見る可らざる發達を遂げた。然るに武士は今や田園を離れて従來の如き自給自足の生活を遂ぐる能はず、其俸祿の大部分はこれを貨幣に代ふるの必要ありしのみならず、其收納米額は生産者の如く直接に豊凶によつて増減することなく、略ぼ年々一定したるものであつたから、米價の變動によつて武士階級の受くる影響は頗る大なるものがあつた。²⁾ 換言すれば彼等は一脚を米穀經濟の上に置き、他脚を貨幣經濟の上に置いて居たから、米價の變動によつて絶えず動搖を續けて居たものであつて、是れ彼等の生活が當時の經濟組織に順應する能はざるものなることを示すと共に彼等の生活の甚だ不安定なりしことを語るものに外ならぬ。

更に兵農分離して武士は土地を離れて城下に集り、或は其主君に従つて江戸に参覲し、殊に幕士の如きは江戸に常住して都市的生活を送ることゝなつた。然るに都市は貨幣經濟の中樞であり、商業の發達し、富力を擁せる町人の生活せる處であつた。都市における生活が甚だ發達せるものなりしことはいふ迄もない。されば此處に住して此生活の渦中に投せし武士階級が世上一般の生活向上につれて彼等自らの生活も進歩し、到底從來の俸祿にてはその生活を維持するに足らざるものとなるに至りしことは見易き道理である。この生活向上については、種々なる實例を擧げ得る所であるが、先づ衣食住について之を見るに「世事見聞録」(文化年問の著)には次の如く述べて居る。

『先衣服の事、兼て慶長の頃か、駿府御在世の頃か、近習の侍、仙臺平の袴を着して御前へ組出しに大に御立腹被遊、天下治りていまだ間もなきに已れ最早奢りを始るかとて御長刀を以て御追ひ被遊しとなり。然るに今仙臺平などは輕き暗匠も着し、其以下徒士足輕町人百姓等も着用するなり。衣服の奢是をもつて知るべし。又酒食の奢は御老職土井大炊頭の酒井備後守宅へ見廻し時、冷汁を温て振舞れしとなり。都て其頃は溜錢にて汁講を催すなどいふて、銘々割合を出し汁を煮て酒を吞餘程の奢にも有しとなり。今世酒食の奢り菓子酒の好味山海を盡して饗へば一人前一度の料理の價、米二三俵にいたり四五俵にも當るなり。菓子一つの價、米一升又は二三升にも當る所あり。都て酒を給るには是非とも吸物取肴など用ひて、町家裏店住居などいへる下郎にても冷汁にてはたべぬ事なり。』

『扱また當世は大小名の居屋敷、中屋敷、下屋敷なども、表向を立派に飾り立る當時の癖にて、普請造作等追々大造に成、門塀玄關書院其外武器の飾り等嚴重なる事いづれも目を驚かすに堪たれども其内に住む所の人物は右體柔弱成もの多く、殊に高

取の侍は華奢にして猶更役に立ず。⁴⁾

即ち一般の生活上につれて武士階級も生活に多くの失費を要することゝなつた次第であるが、彼等が舊時の如く田園に生活せず、城下都市に集つて都市的生活を享樂せしことは、その生活上に大なる關係を有すること明かであるが、殊に參觀交代の制度によりて江戸に往來し若くは定府と稱して江戸に常住する場合、その失費の甚だ多かりしことは「諸侯以家在江戸、各皆營築其數區第宅、使令其多少臣妾汎汎然寄居於其中、則大抵其衆、居其藩之十二、而金穀之費居其藩之十七」⁵⁾とあるによつても明かである。

(註) 「經濟錄」に曰く「今の世の武士皆世祿にて都下に聚り居て數代を歴る故に、いつとなく武士の本を忘れ、心も身も風儀も公家上臈の如くになりて武事の用に立へしと見ゆる者は數十人の中に一人也。是只治平の久しき故のみに非ず都下に住なる故也。或人の語るを聞くに薩摩の國內に外城といふ者四十八所ありて、一城に武夫の數少きは二三百多きは七八百あり、是を均くして一城に五百許也。四十八所を通計すれば二萬餘の武士あり、皆郷士にて當には農を業とすといふ。又土佐の國には長曾我部が餘類三百人皆郷士にて今にあり俗是を一領具足といふ。か様の類こそ古の武士の餘風なるべけれ。當代には八王子の千人衆ばかり常に田舎に住て農を事とし軍役の時は長槍を荷て出るなれば、古の兵を農に寓する法に似たり。千人衆は僅の歳俸を給はれども田舎に住て耕作を事とする故に生産匱からず、父母妻子をも饒に養ふ。都下に住む同心中間の類は歳俸の外に何にても産業なく且繁華の地に居て衣食奉養奢侈をなし、四肢を惰て安逸を常とする故に貧窮に苦みて父母妻子をも養ひかねる者甚多し。」⁶⁾

最後に諸侯の窮乏は自ら士流の窮乏となつた。諸侯の祿は大抵一定して動かざるに、失費は甚

4) 同上、31頁
5) 齋生君平全集「不恤韓」357頁
6) 前掲、206—209頁

だ多く財政窮乏を告ぐるや、遂に諸藩に於て半知の法なるものが行はれ、之れがため左なぎだに窮乏なりし武士は益々困窮に陥るに至つた。半知とは武士の俸祿の一部を主君に借上ぐることであつて御借上とも稱するが、其實永久に知行扶持を削減したものであるから、減俸と異なる處はない。必ずしも二分の一を減ずるものゝみではなく、四分の一、三分の一等種々であつた。「經濟録拾遺」に

『近來諸侯大小となく國用不足にして貧困すること甚し。家臣の俸祿を借る事、少きは十分の一多きは十分の五六なり』⁸⁾

といひ「破れ家のつゞくり話」に

『武家は大名小名にかぎらず世上一般の不如窓より政事までも破れ、殊に陪臣などは三割減、或は半減、甚だしきは其餘にも減知せられ誠に憐れなるありさまなり』⁹⁾

と説き「東潜夫論」に

『諸侯の國大小異なれども大抵貢賦の半を以て公用に給し、半を以て臣下に祿す。慶元の頃は是にて事足りしなり。近來の諸侯は多く臣下に半祿又は三分の二を與ふ』¹⁰⁾

といへる如き其一例である。

要するに兵農の分離したることは武士窮乏の根本的原因であるが、之に加ふるに貨幣經濟の普及、生活の向上、及び俸祿の削減等のことがあつて、武士階級は大なる窮乏に陥つたものである。

7) 拙著日本財政史 205 頁

8) 日本經濟叢書卷六、289 頁

9) 同上、卷二十一 63 頁

10) 同上、卷二十六 436 頁

三 窮乏の事實

徳川中世以後武士生活の窮乏甚しかりしことは、幾多の事實によつて之を立證し得る所であるが、今試みにその二三を掲げんに、武士の魂とも稱せらるゝ刀劍甲冑の類が、太平の世には之れなくとも用を缺かぬ爲にか、典賣されて人手に渡つた如きは、たとひ一時の急を凌ぐためとはいひながら驚くべきことではないか。即ち「昇平夜話」(寛政八年)に曰く

『今世の士とても武器は武家の要器と重んぜざるものは有まじけれ共、世並に連れいつしか我知らず分限を越して響がまじき事多くなり來て費用次第に増し、剩、宛行杯も減少せらるれば彌以て貧に成て、今日父母妻子飢寒へ家主たる者見ては居られず。さればとて士たる者、若より玉はるものゝ外、米金の出道なければ心ならず武具類餘計有ものは賣拂、夫より餘計なきものは當分質物に遣はし當日を送る族も有也。賣拂難きものは當分質物に遣はし急の間に合せる迄にて、迫て取返し、手を放さぬ心遣なれ共、其上にも又費用打重りぬれば心ならず約束期日も過て終に力及ず手を放す類も又多し。』

また「世事見聞録」にも

『なべて武家は大家も小家も困窮し、別て小祿なるは見體甚見苦しく、或は父祖より持傳へたる武具、及び或は先祖の懸命の地に入りし時の武器、其外家に取りて大物の品をも心なく賣拂ひ、又拜領の品をも厭はず質物に入れ、或は賣物にもし、又御番の往返他行の節馬に乗りしも止め、鎧を持せしを略し、侍若黨連れたるも省き、又衣類も四季節々の者、質の入替又は懸賣の纏吳服といへる物を借込て漸間を合せ、又其甚敷に至りては、御番に出る時は質屋より偽りて取寄せ着用いたし、歸りたる時は、直に元の質屋へ歸すなり。下人ども是を嘲りて、上げ下げの上下を着て御番の上り下りを致すとて主人を侮り、又内は火がふり雨が降る如く其家を謗るなり。』

1) 續日本經濟叢書卷二、77頁

2) 近世社會經濟叢書第一卷、14頁

と述べて居る。番士登城の際、その衣類に事缺きて質屋より取寄せて着用し、歸宅の後之を返却する如き、如何にその窮乏の甚しかりしかを察するに足るであらう。かゝる有様であるから武士の中には一僕一婢を置かず、自から薪水の勞をとり、或は内職をなして家計の補ひとなすものもあつた。例へば、「蚤の燒藻」に

『百俵五十俵有餘の御目見以上の人は僕一人つかふことも叶はて、宅にてはみづから米薪をあつかふから多し。彼輩は支配頭との逢對にも容易には出ることかたければ病と號して朝夕をたすけ、不叶事ある時はやとひ人して漸出來るを』云々³⁾

といへるが如きは前者の例であり、「甲子夜話」に

『米澤の筆、長門の傘、鍋島の竹子笠、秋月の印籠、小倉の合羽の裝束の如き、みな下々細工にいたし、第一それに精をいだし博奕する隙なく、第二に身持形氣になり仕置も致能候。』

といひ、また天保八年佐久間象山の上書に

『根氣を費し筋骨を勞し文武に出精致し候より貧窮の者は少々宛も内職等致し候方割合宜敷候と心得候もの御家中過半に御座候。』⁴⁾

といへるは即ち後者の一例である。

然し節約や内職位では中々追付くものではなく、多くの武士は種々の方法によつて借財をなし、一時の急を凌いだものであつた。「世事見聞録」にこのことを説いて曰く、

『殊に近來知行所の分は知行所を計入、當時専ら行はるゝ御貸附金を借り、又は宮門跡方などの名目金を借り、分限高の内

3) 溫知叢書第十一編、16 頁

4) 國書刊行會本「甲子夜話」第一、267 頁

5) 象山全集上巻 70 頁

も其餘も利足其外に差出す事に成て、身上の圖方を失ひ、或は拜借金の上納も出來ず。(中略)又御切米取の分御蔵宿といふものに大借出來、是又何れも分限高の内三步一か又半高も其餘も元利の辻に引取らるゝ譯になる云々御切米はかねて蔵宿といふ者に引取られ、身上の元手を失ひし事なれば、正不正の筋を不撰、其時の辨用なくて叶ざるに任せ、前後の差別もなく、金銀を借る事を手柄と致し、或は土藏家作を書入、高利金、座頭金、日成し錢などを借り、三ヶ月目證文替る度毎に利足跡り、禮金一割二割杯いたし、頓て元金の半分も失費になり云々と。

(註) 『名目銀』は官寺官社官家等より幕府の許可を得て貸付くるものである。町人對武士の貸借關係にはその訴訟を取上げざる場合もあつたが、名目銀は官金であるから返辨滞れば其借り主の町所家主まで累を及ぼし、官よりの督促嚴重なりしため、貸金業者が高貴權門の名を藉つて貸借をなしたものである。また『座頭金』とは警者の貸付金をいふ。元來幕府にては年月を久しく経過したる貸金についての訴訟は之を受理せざる事ありしも、神社佛閣の祠堂金、僧侶の相續金、警者の官金はその場合に關せず受付けしものであるから、警者は高利を以て金錢の貸付をなすに至つた。勿論警者の背後には別に金主のあつた場合も少くない。若し返済滞るときは多數の警者その家に押入り晝夜去らず大聲罵詈し迷惑を感じしめて返辨せしむるの方法を採つたものである。『日成錢』は最初貸渡の際、期限迄の利息を元金より天引し、翌日より毎日一定の金額を返済せしむるものである。

當時の武士はその生活の困難なりしたために『いかにも當世は武邊と律義は侍の禁物なり』とするに至り、何事も物質的利益の伴はざることは之を爲さざるに至つた。『人より頼まるゝ事あれば禮謝返報の厚薄を見合て其用を辨じ遣し』或は奉公を勤るにも、我が器量、其場の役に可立か不立かの考もなく、我欲に任せて彼是役柄を撰び、……いまだ其場の御用にも爾々立ざる内に又其上に轉致すべき手段にのみ打掛り』『賄賂を取て最負偏頗し』或は出入町人杯より諸品を買上

る度毎に利潤の配分をより、其外種々の雑用に名を藉つて帳面に付懸け、所謂役徳、内得をかすめ取るの風があつた。また前述の如く彼等は窮乏のため譜代の家來を養ふことが出來ず渡り奉公人を雇入れたものであるが、家來を召抱へるにも、金子何程用立つべしとの約束にて召抱へ、これを仕送り用人などと唱へ、領分知行の仕置を始め、公私内外の用事悉く之れに委かすことゝなり、全く此者の力で立ち行く有様であつた。

加之遂には養子を迎ふるにも血統の關係よりは財産の多少に眼を付け、果ては家人株の賣買までも行はるゝに至つた。寶永七年の武家法度の中にも「近世の俗繼嗣を定る事或は我族類を問ずして其貨財を論ずるに至る」云々⁹⁾とあつて、財産を目的として養子を迎ふることは、既に元祿實永の頃から盛であつた。而して必ずしも武士の血統に限らず平民からも養子を迎ふる事が行はれ、或は殊更に惣領除をして持參金付の養子を迎ふることも少くはなかつた。また後には所謂直家督の制度が起り、養子縁組の後、直ちに家督を譲り自己は幾分の隠居米を得て別居するに至り、事實に於て家督の賣買同様となるに至つた。この養子については「世事見聞録」にその事情を明かにして居る。即ち曰く

「養子縁組など整るにも人物の善惡を次にし、實方の家柄をも構はず、持參金の多分なるを善とし、或は又離縁いたし、持參金其外衣類諸道具等を返さず、幾度も縁組いたすといひ、幾人も養子いたす。(中略)當時は持參金を多く取ることを是とし

7) 世事見聞録、前掲 8—34 頁

8) 同上、12 頁

9) 日本古代法典 791 頁

て後の成行をも構はず、或は親屬同姓の内に養子致すべき筋目のもの、又は厄介等の内、隨分相應の人物ありといへども持參金の望叶はざるものゆへ、表向病身と偽り是を省き、先祖の血脉を絶し、兎角他姓のもの財用の便り有るを好みける故、親子の因を結ぶといへども親の實儀立たず、親の權威も弱く、また養子の方も土産金を多分持來りしを自慢に心得、親の教訓をも空耳に聞、或は養子の行狀養父の氣に入らずして離縁致し度も持産金を多分取置し上なれば是を返すべき力なくて、無是非其儘に成し置ば、養子は其虚に乗じて猶もつけ上り、或は親も子の非義を罵り、子は親の不實不本意を誇りて、一生不快に過行族多くは其親子の因を互に欲情を以て求るが故なり。又親子共有體欲情なる故、家督を早く渡すまじとし、養子は早く詣取べき手段をなし、互に心中に其争ひを合む事なり。扱また當世其争ひを嫌ひて最初から直家督といふを約束なし、是高直並など、唱へて相當の直段ある事にて、隱居分米の割振りを極め、内證は賣買同様の事にて世を讓る族あり。扱また御旗本の家督、右體賣買同様に成りし故、當時御勝手方などを勤る御役人御代官又は御醫師御同朋など武邊にあらざる職業の子供たりとも大家へ縁組いたし、または大家の歴々にも身上向役家來に任せ置などにて不勝手なる族は、相應の縁組も整ひ兼、(中略)右の如く他姓の養子流行して何れの家にも多く先祖の血脉を失へり¹⁰⁾。

また家人株の賣買についても吉宗のごき嚴に禁斷せし如くであるが、其後又追々行はれ尋常普通の事となつた。「世事見聞録」に曰く

「扱又御家人の類、番代と唱へて株の賣買相當の直段ありて金銀を以て譲り引をいたす事なり。是又人物を構はず御代官の手代など、如何なる事にや福有を得て大金銀を出して一家の番代を譲り受、又は倍の財寶を餘多貯へて譜代の主人に暇を與、一旦浪入と成りし上、御家人の株を買もあり、或は筋目なき町人の子供、又は高利の金銀を貸して非道に利を貪り取たる族、或は座頭の子供、其外遠國のもの在所にて悪事をなし、其所に住居なり兼、親を捨て江戸へ出たるもあり、又領主地頭の咎あるも有べきか、或は坊主の法戒を破つて還俗したるも有べし。持戒の僧の子もあらんか。末々に至つては穢多非人の類の交りたるも計りがたし¹¹⁾」

10) 前掲、21—23 頁

11) 同上、23 頁

かくの如くに他姓養子、家人株の賣買が、その人物を論せず、武士浪人百姓町人の區別なく、只財産を目當とせしことは、先祖の血脈を失ひ、庶民が士流に潜入する機會を作つたものといはなければならぬ。「幕末史」に曰く

彼等にして一度奥力徒士の如き卑き家人の株を買うても、季世には「譜代場」と「抱揚かば」の眼界寛縦なるが故に才力のあるまゝに累進して堂々たる旗本に列せし者も少なからず。水野忠邦老中たりし時の有力者たりし久須佐渡守祐明の如き、全く信濃より出てて買株により出身し、終に勘定奉行に列し、其子祐尚すけとも亦佐渡守と稱して幕末大阪町奉行に任ぜられたるが如き右の一例なり。故に幕人と云へば多く三河武士の後裔と思はしむれども其實に於ては上の如き混化を受けしなり。」

勿論幕士と藩士とにより、又は武士間の各階級により、或は特別の事情により、その生活振は異なるであらうが、一般的に見て、當時の武士が窮乏せる状態に在りしことは、以上の事實によるもこれを認めなければならぬ。然しその生活状態を數字であらはして、武士の家計が如何に困難であつたかを巨細に示せる材料は未だ見當らない。次に示せるものも必ずしも適當なるものではないがたゞその一例として参考の爲めに掲げておく。

『是れを武家の祿に比するに百兩は三百石に准ず、三百石の家にては侍二人、具足持一人、槍持一人、挾箱一人、馬取二人、草履取一人、小荷駄二人の軍役と、寛永十年二月十六日の御定なり。今の世の價にては、侍二人の給金八兩、中間八人の給金廿兩、馬一疋秣代九兩を與へ、又十人の扶持五十俵を與ふれば殘百三十九俵あり。其の内十人の者に惣贈新代十三兩を與へ、然て後が我が勤と武具家長普請の入用六七兩を引き、妻子女等と共に四五人の費用卅兩許として總ては五十兩餘を用ふべし。百三十九俵を賣りて四十六兩少餘なり。此の法にては年分三兩餘の不足となる。寛永十年より弘化二年まで二百十三年の間、

三兩餘の不足積りて六百三十六兩の借金となれり。三百石に六百兩の借金なれば、利息年分三十兩を拂ふても百兩の金僅に七十兩に減ず。依つて十人の下僕を育ふことあたはず、是れを省いて漸く其の口々を過すのみに至る。これ武家の祿法を察知する一端と云ふべし。』¹³⁾

四 窮乏に對する方策

上述の如き武士階級の窮乏を救ふために幕府諸藩は果して如何なる對策を講じたであらうか。それについて重要なもの、二三を述べて見たいと思ふ。

既に述べたる如く當時の社會經濟組織は米穀を以て基本としてゐたものであるが、他方に貨幣の使用が普及したるため、米俸を以て唯一の收入とせる旗本其他の武士階級は、米價の騰落によつて生活上に大なる影響を蒙つた。故に幕府は米價を適當に維持するため常に調節策に腐心せしものであつた。この米價調節策は即ち武士階級の生活窮乏を救ふの一策なりと見ることが出来る。然しその詳細は別著に譲ることとし、¹⁾茲にはたゞ其等の人爲策が必ずしも十分なる効果を奏するに足らざりしことを一言附け加へておく。

次に節約の令も亦家康以來幕府の常に採りし處の政策であつて、累代儉約令の發せられしものが甚だ多く、武家法度にも之を規定してゐる。殊に寛永、寛政、天保の儉約令は有名である。そ

13) 抑菴雜筆、廣文庫第十七冊 444 頁所引

1) 拙著、徳川幕府の米價調節

これは必ずしも武士階級のみに対するものではないが、當時の經濟狀態の發展に應ずることを得ざりし武士階級にとつては、消費の制限はその生活難を緩和する重大なる方法といはなければならぬ。それで幕府は常に武士に對しては武備の修養と儉約とを令したものであるが、然しその効果に至つては、武士の武備に於けると同様、大なる疑問であらう。

次には拜借金の方法である。幕府は天災其他の災厄又は臨時の費用を要する場合に旗本家人等に拜借金を許して居る(註)。それは前述の米價調節や節約令とは多少性質を異にしてゐるが、文久元年に、當時物價高直のために薄給のもの特に困究せるを以て、これを救ふために三百石に對し二十五兩、二百石二十兩、百石十五兩の割合で拜借金を許し返濟は翌々年より十ヶ年賦とし、また百俵以下のものへ十兩乃至五兩の被下金を行ひ²⁾如きは、武士窮乏に對する救濟策として考へることが出来やう。

(註) 例へば明暦大火の際に知行高扶持高に應じて若干の金員拜借を許し、身分輕き者へは金員を附與し、また安政の江戸震災の場合に萬石以下の罹災者へ金員の恩借を許し御家人末々輕き者共へは若干の金員を與へし如き、或はまた瓦葺拜借金とて大火の跡始末等の場合に旗本の邸を瓦葺に改造せしむるため拜借金を許せし如き、³⁾また嘉永六年に武備擴張のために萬石以下旗本家人へその石高に應じ二百兩乃至十五兩の拜借金を許せし如き、⁴⁾何れもその例である。

幕府の武士窮乏救濟策として行はれた最も極端なる方法は所謂棄捐である。幕士の中にも知行取とて采邑を有するものは百姓に迫つて租税の先納をなさしめ或は臨時に用金を命ずることも

2) 日本財政經濟史料第二卷 70 頁

3) 拙著、天災と對策 172, 123, 189 頁

4) 日本財政經濟史料第二卷、68 頁

行はれたであらうが、切米取の者は大抵藏宿札差等の商人のためにその俸祿の大部分を押へられてゐる始末であるから、これ等武士の困憊を救ふためには札差輩を抑壓するの外はない。札差に對しては幕府は屢貸金利子の制限改正を命じてゐるが、寛政元年の棄捐令は旗本御家人對札差間の積弊を一掃せんとしたものである。即ち旗本御家人等が札差に對して有する天明四年以前の借財は悉く帳消とし、天明五年以後の借金は、元金の多少に拘らず五十兩に付一ヶ月一分の利子を加へ、高百俵につき元金三兩宛の年賦返済法によることとした。⁵⁾ 札差はこの棄捐によつて總計金百十八萬七千八百兩餘の古貸付金を一時に失ふに至り非常なる損失を蒙つた。彼等は爾後一切の貸出を嚴重にし殆んど貸出停止の狀を呈したるため旗本も非常なる苦境に陥り、遂に旗本等は辯才に富み氣力ある浪人或は町人を使用して札差と交渉せしめ、札差が貸金に應ぜざる場合には暴力に訴ふるに至つた。これが藏宿師と稱するものであるが、札差も所謂對談方なる辯才あり膽力ある者を使用して之に應ずるに至つた。かくてこの棄捐は藏宿師の弊を生じたのみならず、何時また棄捐令が發せらるゝやも知れずとし、財界に不安の念を與へたことは、幕府が其後屢凶作等に當り棄捐等のことなきを諭示したるに徴するも明かである。⁶⁾ 然るに其後五十餘年を経て水野忠邦が天保の改革を行ふや、幕府に旗本數代の大借を救濟せんがため、猿屋町會所に若干の公金を下附しこれを旗本に貸付け、一ヶ年七分の利足を二十五ヶ年間上納せば元金を棄捐することゝ

5) 徳川幕府考第四巻 459 頁
6) 拙著、日本社會史、255 頁

し、以て札差に對する借金を返濟せしめんとしたが、十分に實行せられず、其翌十四年十二月幕府は札差に對し旗本御家人への貸付金は新古を問はず無利足年賦拂とし、當借百兩以上は一ヶ年金五兩づゝ、百兩以下は元金高の五分宛を毎年返濟すべしと命じた。⁷⁾ 此時札差の門戸を閉づる者約半數に及んだといふことであるが、如何に武士階級の窮乏を救濟せん爲めとはいひながら、随分思ひ切つた手段に出でたものであるといはなければならぬ。

右の乗捐は單に幕府のみに限らず藩に於ても行はれた所であるが、更に諸侯の中には諸士救濟の目的にて彼等をして或る種の工業を行はしめたものがある。これが家中工業である。⁸⁾ その工業の種類には種々なるものがあるが、家中一般に行はれて相當なる成績を挙げたものは主として製糸紡織事業であつた。殊に甲州の郡内織、羽州の米澤織、博多の縫箔隠起等是有名な事例であり、また熊本侯が絹織を諸士の妻女に奨励して大に盛大ならしめ、白河侯が絹縮緬を織らしめたことも著明なる事實である。⁹⁾ この現象は前述の武家の内職と共に不生産階級たる武士が經濟状態の變化に順應し、工業生産によつてその生活を支へんとしたものであつて、從來の經濟組織では武士は生活し得ざるに至りしことを示すものであらう。

幕府諸藩が武士の窮乏を救はんとして採りし方策は以上の外種々なるものがあるであらう。かの藏米取の侍に對する張紙値段の如きも、米價調節策と同様、武士の生活を幾分緩和せんとする

7) 徳川禁令考第四帙 465-468 頁

8) 拙著、日本財政史 205 頁

9) 論本博士、増訂日本經濟史215頁以下

趣意を含んで居た如くである。其他種々なる事例があるであらうが、重要なものは上に列擧せし四五の方法であらう。然しその何れも未だ十分なる効果を奏する能はず、これがために武士の生活は決して容易となるに至らなかつたものである。蓋武士生活の根據が當時既に動搖しつつあつたからである。然らば所謂武士生活の根據とは如何。乞ふ次項に之れを述べん。

五 武士生活の根據

武士生活の根據は、一言にしていへば精神的にも物質的にも主従の關係の存する點に在る。精神には上下相信頼して主従の結合が永續的に結ばれてゐることを指し、物質的には主より従に與へらるゝ封祿知行が彼等の全生活を保障するに足るべきことをいふ。

先づ精神的關係について見るに、徳川時代に於てはその初期を除くの外、大抵は主従關係は實はそれよりも數代以前の先祖の時代に結ばれたものであつて、その關係が相傳へられてゐるにしても、後に至つては上下の親しみは甚だ薄く、いはゞ歴史的關係を存するに過ぎなかつた。平和なる時代に軍隊的階級的秩序を維持せんとし、それがために上下の區別を嚴にし形式を重んじたから、主従關係の形式は大に整ふに至つた。例へば同じ武士としての階級の中にも種々なる階級があり、門の出入、挨拶の仕方、公文書に用ふる様や殿の字の書體にまで、身分によつて區別せ

らるゝ有様であつた。然し信實主従關係たる精神的結合力に至つては、この形式の整へるに反比例して次第に薄弱となつた。祖先たる主君は偉大な人物であつても後には凡庸の人物もあらはれ、臣下の方も他姓養子などで先祖の血脉を失ひ、身命を賭してこれに仕ふるといふが如き精神は、果していつまでも、その昔のまゝに續いてゐたであらうか。殊に武士が江戸に住し城下町に生活するに至つては、家子郎黨を捨て、所謂渡り奉公人なるものを用ひしため、譜代の主従が見られなくなり、この精神的₁主従關係は全く空虚のものとなつて仕舞つたのである。

渡り奉公人は即ち年期奉公人であつて、主人は年季を定め一定の給金を出して人を傭つて従者としたるものである。その主従關係は即ち契約關係によるものであつて、家子郎黨の如く譜代相恩の感情があるわけではない。名は主従と稱するも、其實に於ては路傍の人と異る所はない。享保年間の著たる徂徠の「政談」には近年出替り奉公人盛になつて武家に譜代のものは絶えてなく、田舎の百姓家にも此頃は譜代者が甚だ少くなりしことを説いてゐるから、既に徳川の中期には渡奉公人が甚だ多きに至つたことであらう。而してかく譜代の少くなり行きし原因としては、「政談」には

「譜代は面倒なるもの也。家内にて生れ出る者なれば、幼少より介抱の入ことなり。成人しても衣食に付、諸事に付押へ控へをして使ふ故世話に爲さればならぬ者也。さて我家に屬したる者にて外へ行くべき所なければ見放すこと成難し。主人に甘ゆ

る者也。悪しき人ならにても爲方無ければ切り棄るより外の仕方無し。昔の武家皆々知行所に居住せし時は衣食住共に心安く田舎のことなれば悪き物にても其儘にして許し置こと易し。然るに武家皆御城下に居住することになりては諸方の入込なる故、下々に附出入の出来ることを縁ふ心第一也。出替者は一年限りなれば悪き者にても一年はこらへ易し。悪きことあれば諸人に渡し遣して手前の世話に成さず、衣類諸事皆彼が自分にてすれば世話なし。年々人を置かへれば新しきを珍く仕ふ故氣改りてよし。世間に擯たる者なれば供廻使等言附ても利口にてよし。如此なる子細に依て人々皆出替者を好て、元より有來る譜代をば後生の爲、慈悲の爲などに托して皆暇を出して今は武家に絶て無し。年久き用たしなどは譜代者のやふなれども請狀にて置たる故是譜代者には非る也云々

と説いて居る。これは兵農の區別を見たる以上は、譜代の家來と雖も昔の如き農耕を業とする生産的のものではなく、主人の俸祿を食む不生産的のものとなるに至つたのであるが、當時生活困難なりし武士は到底此等の譜代の家臣を養ふ能はざるに至りしこと、並に江戸其他城下等にて公務若くは所用を辨するには、田舎に生長したる家臣よりは江戸其他の城下に生長して世故に慣れ、城門の出入其他公務上の慣習をも多少辨へ居る渡奉公人の方が便利であつたからであらう。然しこの渡奉公人を多く使用するの結果は主従關係の破滅となることは明かである。「政談」にこのことを説いて

『其上只今の太平の時節の上にてても出代り者計を召仕ふ故、自然と家來の愛憐無く、一年限なる故、其心互に路人を見るが如し。何にても六箇敷ことなれば請人を呼寄隙を遣せば我身に掛ることなしと了簡す。奉公人も江戸中は皆主人也と了簡すれば如此の心根自ら風俗となる故、自然と下より上へ移て其主人主人も上へ忠を盡すこと次第に無なるは皆習はしのみ移る所也。』

(中略)元來武家知行所に居住したる時召仕たる譜代者は百姓に近き者也。無骨なれども眞實多し。今御城下にて召仕ふ出代者は方々渡り歩行一つ家に足を留る心無ければ何事も世俗に云遣放しと云事になり、(中略)しかれば譜代者絶て皆出代り者計りに成たるは武道の衰廢にて武家の爲には至極の惡きこと也と知るべし」と。

勿論大領地を有する諸侯などには、渡奉公人を用うる如きことはあまり行はれなかつたとしても、小藩、旗本其他小祿の武士にはこれを用ゐし者が決して少くはなかつた。かくの如くにして果してよく精神的なる主従の結合を維持し得べきであらうか。

次に物質的主従關係について之を見るに、前述の如く兵農分離するに至つて武士は田園を去つて都市城下に集り主君より俸祿を受けて生活するものとなつた。もとより太平無事の世にあつては彼等は無職の遊民たる觀を呈し、祖先の槍先の功名によつて食祿を世々受くるを得たるに過ぎぬものではあるが、然し武士の俸祿知行は従たる者の一身一族の全生活を保障すべきものであり、これあるが爲めに従たる者は主君の爲めに何等後顧の憂なく、その生命を鴻毛の輕きに比して忠義を盡すに専念し得たものである。彼等のもとよりこの俸祿以外には一粒一文の收入の途なきものであるが、自己の受くる祿米のみにては衣食する能はず、而も俸祿以外に何等の收入の途なしとせば、如何に「喰はねど武士は高揚枝」とはいふものの、畢竟それは瘠我慢であつて、生活を維持するに足らざる俸祿を受くることは決して無上の幸福とはいひ得ないであらう。况や諸侯

窮乏の結果、彼等の知行扶持を削減して半知宛行など行はれたるに於ておや。「昇平夜話」にこのことを論じて曰く

『諸家中諸士の宛行廢祿となりしは諸士衰微して武威の衰たる基なり。廢祿となりたる故に後年半知宛行と云事も起れり。

半知宛行と云事甚だ謂れなき事也。(中略)罪なき者の知行を減すべき謂れなし。凡諸士より物を取立る事古には聞ぬ事なり。

臣たる者は君へ一命をさへ奉り置事なれば、義に仍ては知行殘らずも奉るべけれ共、君より約束を失ひ、専ら自奉に厚く、仁恕なければ恨なき事を得ず、恨は替く。大節に臨て北走るまじきとは頼れざる事なり』と。

されば武士生活に於ける物質的主従關係は、従前の武士即ち地主農夫たりし場合の如く、純眞なる能はざりしは當然であらう。かゝる状態の下に猶武士は主家のために生命を棄つべきものとされてゐたから『武士ほどつらいものはない』といふ歎聲が起らざるを得なかつたのである。この歎聲は即ち武士の物質的主従關係が、形式はともあれ、實質に於て不十分なりしことを語るものであつて、武士生活に對する物質的根據は甚だ薄弱なるものとなつて居たのである。

由是觀此徳川中世以後に於ては、武士生活のよつて立つべき精神的物質的の根據は、何れも大なる動搖を感じつゝあつたものであつて、武士が窮乏に苦しみ、武士階級の存立が破綻に瀕せしことは寧ろ當然の成行であらう。